

平成24年度 情報公開条例の運用状況

合志市情報公開条例の規定に基づき、平成24年4月から平成25年3月までに受け付けた公文書の開示請求などの状況をお知らせします。

情報公開条例による公文書の開示請求件数 (件数)

実施機関の名称	開示の請求	開示の決定	部分開示決定	非開示決定	不服申立
市長	2	0	1	1	1
教育委員会	2	0	2	0	0
合計	4	0	3	1	1

選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会については、開示の請求がありませんでした。

部分開示とは、個人に関する情報などの非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するものです。

開示の状況

公文書の件名	開示の状況
平成25年度外国語指導助手(ALT)業務委託に伴う業者の決定について	部分開示
平成24年1月以降の請求者本人に係る戸籍証明書等の請求書の写し	部分開示
合志市立図書館電算システム更新業務の業者決定に関わる審査書類	部分開示
平成25年度設置予定の防災行政無線設置工事における基本設計書の一切	却下

開示対象は旧2町の条例施行日以降に作成され、または取得した公文書(保存期限内)です。

- 問い合わせ先
総務課 総務・男女共同参画班(合志庁舎)
☎248-1112

投票日に投票に行けない人 のための制度

7月に任期満了による参議院議員通常選挙が予定されています。投票日に投票に行けない人のために、次の制度があります。詳しくは、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

市ホームページ
「選挙」コーナー
<http://www.city.koshi.lg.jp/>

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー・冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる選挙人は、期日前投票所で投票ができます。

- 投票できる期間
公(告)示日の翌日から選挙期日の前日まで
参議院議員通常選挙の場合16日間です
- 投票時間
午前8時30分～午後8時
期間中は土日祝日も実施しています
- 期日前投票所
市役所合志庁舎および西合志庁舎
※2カ所どちらでも投票できます

- 投票の手続き
今回より、期日前投票を行なう場合に記入が必要な「宣誓書」を投票所入場券ハガキの裏面に印刷をしています。必要事項を記入のうえ、期日前投票所まで入場券を持参してください。投票日と同じように投票用紙を直接投票箱に投函します。



不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、合志市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。また、指定病院などに入院している人は、その施設内で不在者投票ができます。

- 滞在先(県外など)で行なう不在者投票
市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙などを請求します。交付された投票用紙などをもって滞在先の市町村選挙管理委員会に出向いて投票を行ないます。
投票された票は、投票先の選挙管理委員会から合志市へ送付されます。
滞在先で不在者投票ができるのは、投票を行なおうとする市町村選挙管理委員会の執務時間内に限られます。滞在先にお尋ねください。



- 指定病院など(※1)における不在者投票
手続きは先に説明した不在者投票とほぼ同じです。投票用紙などは、病院長などを通じて請求することができます。ただし、投票は病院長などの管理する決められた場所で行ないます。

※1「指定病院など」とは
県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどです。
【注意】 申請→交付→投票→郵送のやりとりとなりますので、早めの手続きが必要です。

郵便による不在者投票

一定の障がいのある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便による不在者投票ができます。

- 事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります
証明書交付を申請できる人は、以下に該当する人です。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹または移動機能の障がい	1級もしくは2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい 免疫、肝臓の障がい	1級もしくは3級
	両下肢・体幹の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第2項症
介護保険被保険者証	要介護5	特別項症から第3項症

- 代理記載制度もあります
郵便等投票ができる人のうち、自ら投票の記載をすることができず、次の要件に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人1人に記載をさせることができます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症から第2項症

- ※ 早めの手続きが必要です
証明書の交付(代理記載の許可)を受けるためには、一定の期間が必要です。余裕を持った手続きをお願いします。



代理投票制度

体の不自由な人や、文字の読み書きが困難な人で、自ら投票用紙に書くことができない場合は、投票所の受付係員に申し出てください。2人の職員がついて、代わって記載させることができます。

問い合わせ先 市選挙管理委員会(合志庁舎総務課内) ☎248-1112

河川などの環境測定結果を公表します

市では、公害発生の未然防止と生活環境の保全監視を目的に、毎年各種の環境測定検査を行なっています。平成24年度の検査は次の3種類について行ない、いずれも異常はありませんでした。

- 工場関係
検査項目
六価クロム
- 検査箇所
合志技研工業(株)メッキ工場周辺の土壌・大気・牛乳・主要河川水、市営水道水源地
- 川関係
検査項目
PH、BOD、ふっ素、窒素、リン、溶存酸素量など
- 検査箇所
塩浸川・上庄川・堀川・上生川
- 地下水関係
検査項目
カドミウム、シアン、ひ素、水銀、鉛、硝酸態窒素、各種農薬など
- 検査箇所
元気の森公園、蛇ノ尾公園

問い合わせ先
環境衛生課(合志庁舎)
☎(248)1202

燃やすごみの量を お知らせします

家庭から出る燃やすごみの量
(一人1日あたり)



※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含んでいません。

ごみ減量のポイント

可燃ごみの中には、資源物となる紙や布類が多く含まれています。古着などは、リサイクル店に持ち込むと有料で引き取ってもらえる場合があります。また、自治会などの再生資源集団回収団体に協力することで、ごみの量を減らすことができます。再生資源集団回収の団体登録に関する情報は、環境衛生課にお問い合わせください。

問い合わせ先
環境衛生課(合志庁舎)
☎(248)1202